

## 介護保険料の減免制度のお知らせ

▶問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2582

平成22年度の介護保険料は、6月に決定して通知させていただきます。減免制度(下表)もありますので、該当される方は申請してください。

減免対象者	減免金額
①本人または生計を維持している方が火災などで住宅や財産に2分の1以上の損害を受けた方	保険料の全額
第3段階～第8段階で以下のいずれかに当てはまる方 ②生計を維持している方の死亡や長期入院で所得が2分の1以下になった方 ③生計を維持している方が事業の廃止や失業で所得が2分の1以下になった方 ④生計を維持している方が不作為や不漁で所得が2分の1以下になった方	今の保険料と減少した所得を基に計算し直した保険料との差額
⑤第1段階で老齢福祉年金を受給している方で以下の全てに当てはまる方 (ア)世帯全員の前年もしくは今後1年間の収入金額が次の金額以下であること <b>単身世帯 60万円</b> <b>二人世帯 60万円</b> <b>三人以上の世帯 60万円+17.5万円×(世帯の人数-2)</b> (イ)資産などを活用してもなお生活が困窮していること (ウ)市町村民税が課税されている方と生計同一でないまたはその方の扶養を受けていないこと	保険料の2分の1
⑥第2段階で以下の全てに当てはまる方 上記⑤の(ア)(イ)(ウ)に同じ	保険料の2分の1
⑦第3段階で以下の全てに当てはまる方 (ア)世帯全員の前年もしくは今後1年間の収入金額が次の金額以下であること <b>単身世帯 120万円</b> <b>二人世帯 120万円</b> <b>三人以上の世帯 120万円+35万円×(世帯の人数-2)</b> 上記⑤の(イ)(ウ)に同じ	保険料の3分の1
⑧第3段階で外国籍高齢者等福祉給付金を受給している方	保険料の3分の1
⑨刑事施設に1ヵ月を超えて入所している方	入所月から退所月の前月までの期間の保険料

※減免の対象となるのは、申請された年度の納期限の到来していない納期分の保険料です。

## 平成22年度 住民税(町民税・県民税)改正

▶問合せ 税務グループ ☎079(435)0358

平成22年度から実施される、住民税の主な改正点についてお知らせします。

### 1. 住民税の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)が変わります

●本人から市町村への申告は原則不要となります。  
従来、住民税の住宅ローン控除(平成11年から18年までに入居された方)の適用を受けようとする場合には、本人が毎年3月15日までに市町村

へ申告する必要がありました。が、地方税法の改正により、給与支払報告書(源泉徴収票)に記載された「住宅借入金等特別控除可能額」や「居住開始年月日」などを基に市町村が住宅ローン控除額を計算することとされ、本人から市町村への申告は原則不要となりました。

●新たに平成21年から25年に入居される方も対象となります。  
従来、住民税の住宅ローン控除の対象は平成11年から18

年までに入居されていた方に限られていましたが、景気対策のひとつとして、住宅投資を活性化するために、地方税法が改正され、新たに平成21年から25年に入居された方のうち所得税から住宅ローン控除を控除しきれない方につきましても、平成22年度以降の住民税の住宅ローン控除の対象となりました。  
※平成19年1月1日から平成

20年12月31日までに入居された方につきましては、所得税の住宅ローン控除の適用は受けられますが、個人住民税の住宅ローン控除の適用は受けられません。

なお、平成19年と平成20年の入居者は、所得税では、住宅ローン控除を受ける最初の年に、控除率を引き下げて控除期間を10年から15年に延長する方式を選択できる特例が設けられています。

### 2. 上場株式などの配当所得と上場株式などの譲渡損失との間での損益通算ができるようになります

平成21年1月1日以後に支払いを受けるべき上場株式等の配当を有する場合において、その配当所得の課税方法について、確定申告の際に「総合課税」もしくは「申告分離課税」を選択できるようになりました。  
申告分離課税を選択した場合には、配当控除は適用されませんが、上場株式などにか

かる譲渡損失との間で損益通算を行うことが可能となりました。  
※上場株式などの配当などにかかるとの特例を適用し、配当所得を申告しないことも可能です。  
※申告をした場合は、扶養控除などの判定に使用する合計所得金額に配当所得が含まれます。

### 3. 65歳未満の方の公的年金等所得に係る所得割の徴収方法が、一部変更されます

地方税法の改正により、平成21年度からは公的年金所得に係る住民税を、給与からは天引きできなくなっています。このため、平成20年度までは給与所得分と公的年金所得分を合算して給与天引きされていた65歳未満の方々に、新たに公的年金所得分を別途納付書で支払う手間が生じてしまいました。

そこで、新たに地方税法が改正され、平成22年度分からは65歳未満の方の公的年金所得に係る住民税が、給与から天引きできるようになりました(平成20年度以前と同様の徴収方法に戻ります)。  
65歳以上の方につきましては、平成21年度と同様に、給与所得に係る住民税は給与天引きとなり、公的年金所得に係る住民税は、公的年金から天引きされます(天引きできない場合は普通徴収となり、納付書または口座振替にて納付していただきます)。

## 住民税(町県民税)の減免

▶問合せ 税務グループ ☎079(435)0358

退職や失業などにより所得が無くなり、著しく減少した場合で、一定の要件を満たしていれば減免を受けることができます。減免の申請をされる方は、納期限の7日前までに申請書を提出してください。減免申請書は税務グループの窓口にあります。

▼対象  
【A】次の①～③全てに該当する方

- ①平成21年中の総所得金額が800万円以下の方
- ②失業、休業、または廃業などの事由が発生した方
- ※休業の場合は、休業期間中に納期限の到来する納期分のみが減免対象となります。
- ③事由発生後1年間の総所得金額が、前年の総所得金額と比べて半分以下に減少すると認められる方

【B】納税義務者が死亡し、相続人の納税が困難であると認められる場合(課税の基礎となった年分の相続人及び被相続人の両方において総所得金額が800万円以下であること)  
▼申請に必要なもの 納税通知書、印鑑、前述の②・③に該当することを証明できる書類(雇用保険受給資格者証、無職の申立書、税務署への廃業届出書、医師の診断書など。年金受給者は年金証書・年金改定通知など最新の年金額がわかるもの)



はりま町「景気買福券」は、町内の取扱店に限り利用できる商品券で、1万円で1万1千円のお買い物ができるお得なプレミアム商品券です。昨年夏にも販売し、大変好評でした。今年も次の通り販売いたしますので、ぜひお買い求めください。

- ▶販売日時 7月1日(木)～11日(日) 9:00～15:00
- ▶販売場所 播磨町中央公民館 ※完売時点で終了します。
- ※一人3万円まで購入いただけます。
- ▶利用期間 7月1日～12月31日
- ▶取扱店 来月号広報でお知らせします
- ▶問合せ 播磨町商工会 ☎079(435)1630